

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

海自と3つのCTF(合同任務部隊) 「燃料流用」は構造化されている?

「新法」国会議論で問われる政府の説明責任

11月1日に期限切れとなる「対テロ特措法」に代わって政府が提案する「新法案」は、「海上阻止行動」に目的を限定して給油活動の継続を目指すものである。しかし、今必要なことは、「対テロ特措法」の下で海上自衛隊がおこなってきた行動の実態と問題点を明らかにし、その教訓を新法議論の出発点に据えることである。公式文書の分析によって浮かび上がるのは、自衛隊が、インド洋、アラビア海、ペルシヤ湾という広大な海域を作戦範囲とする多国籍作戦の都合で、いかようにも目的を変えうる作戦に従事していたのではないかという疑惑である。

日本政府の説明

「防衛白書(平成19年版)」は、「9.11」以降、国際社会は、「テロとの闘い」を続けており、「米国をはじめとする各国は、アルカイダやタリバーン勢力の掃討作戦「不朽の自由作戦(OEF)」を実施している」とし、その一環として、「テロリストや武器弾薬、麻薬などの海上を経由した移動を阻止、抑止するため、インド洋において海上阻止活動(OEF-MIO)」が行われており、現在、欧米諸国やパキスタンなどの艦艇が活動していると状況を説明している。これに対し、日本は、対テロ特措法に基づき、海上自衛隊の補給艦を派遣し、海上阻止作戦²を行っている艦艇(これまでに1ヶ国)に燃料補給を実施している。

OEF-MIOに関わる艦艇は、「不審な船などに対する無線照会や乗船検査を行い、大量の麻薬や小銃・携帯用対戦車ロケットなどを発見・押収するなどの成果を上げている(「防衛白書」という。外務省の文書³によれば、OEF-MIOは、船舶の立入検査1万1千回、無線照会13万7千回を実施してきた。その中で、特別な成果として、1)ダウ船⁴に対する立入検査で、大麻約4200ポンドを押収(2005年5月)、2)ダウ船への立入検査で、銃550丁と弾薬を押収(2004年5月)などをあげている。また最近、「産経新聞」⁵は、日米軍事筋の情報として、MIOによって、これまでに8件、海賊など

を摘発・拘束し、麻薬、武器・弾薬が押収されたと報じているが、この中に、アルカイダやタリバーンは含まれていないとしている。

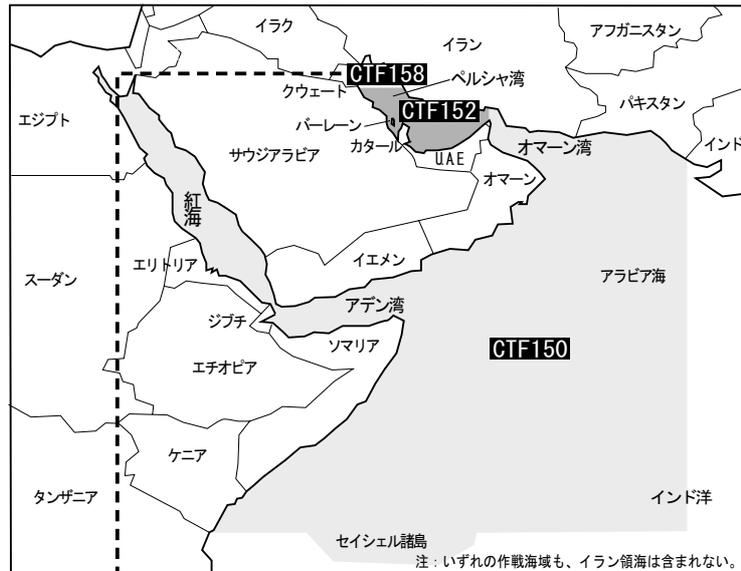
OEF-MIOは多国籍作戦の一部

OEF-MIOには、現在、米、英、仏、独、パキスタン、カナダ、ニュージーランド、そして日本の8ヶ国、17隻の艦船が参加している。外務省によれば、フリゲート艦11隻、補給艦6隻で、うち補給艦2隻は食糧などの補給用で、燃料補給ができるのは4隻ということになる。そのうちの1隻が日本の補給艦である。問題は、日本が補給活動をしている相手

今号の内容

「給油新法」でも解決しない
今やOEFが国際法違反
米核弾頭の管理の緩み
核疑惑:デンマークの教訓 第3回
核軍縮決議:外務大臣に申し入れ
【連載】被爆地の一角から(23)
米国の核軍縮政策は本物か 土山秀夫

3つの合同任務部隊の作戦区域



CTF158の作戦区域 (英海軍ホームページより)

- 北緯29度以北、高度2500フィート以下の国際海域及び空域並びにアブドゥラフ湾の第36浮標及びシャト・アル・アラブ川に至るイラク領海。
- 北緯29度・東経49度30分と北緯28度25分・東経49度30分を結んだ線の西側の国際海域。

の艦船が、次にどのような作戦行動をしているのかである。それを把握するためには、OEF - MIOが、OEFの中心を担う米英の作戦とどのような関係にあるのかを吟味明らかにしなければならない。

「テロとの闘いを進めるために、現在、米軍はインド洋からペルシヤ湾にかけて、3つの多国籍の合同任務部隊(CTF = Combined Task Force)を構成し、それらを連携させながら、全体としての作戦体制をとっている。日本政府は、これらCTFの動きと自衛隊の給油活動との関係を明らかにしていない。防衛白書や外務省文書などには、CTFに触れた部分は見あたらない。

米英軍の定義によれば、現在、この地域には次の3つのCTFが存在し、各CTFの司令部は中央軍の指揮下にある。すなわち、そのすべてに参加する米英軍にとっては、これら3つは相互に密接に関係した一つながりの合同部隊である。

CTF150: OEFが始まった頃(2001年11月頃)に海上安全保障作戦の一環として作られ、米、英、仏、蘭、独、パキスタンによって指揮されてきた。責任区域は、アデン湾、オマーン湾、アラビア海、紅海、及び、インド洋であり、この海域は、極東からヨーロッパ、及び米国までのメイン航路を含む世界貿易の大動脈である。

CTF152: イラク戦争後の2004年3月に設立された。責任区域は、ペルシヤ湾の中央部、及び南部海域である。米軍が指揮をとり、OEF、OIF(イラクの自由作戦)の両方への支援を目的として活動する。現在は、空母ニミッツが指揮をとっている。

CTF158: ペルシヤ湾の北部の狭い海域を責任区域として、パスラ沖のイラクの油田保護のための監視やイラク軍の訓練などを任務とする。参加国は、米、英、豪。

3つのCTFには、米、英、豪、仏、独、伊、パキスタンなど4

5隻が関わり、250万平方マイル(650万平方キロ)という広大な海域をカバーしている。

米第5艦隊⁶、英海軍⁷などの情報を元に、それぞれの作戦区域を示す地図を作成した。CTF158の作戦区域は、イギリス海軍のウェブに緯度・経度や地図が一部記されており、それを元に境界を推定した。他の2つは、緯度、経度などの具体的な指定は不明であるが、責任海域名から、大方推定した。CTF150は、実質的に米第5艦隊の責任区域と重なっており、その作戦区域の東限はパキスタンとインドの国境の経度、南限はケニアとタンザニアの国境の緯度となる広大な海域である。

米軍は、現在イラク、アフガン、イランをにらんでいる

日本政府は、自衛艦が補給するのはOEF - MIOであり、その活動領域は、オマーン湾より東側のアラビア海、アデン湾、インド洋などで、麻薬や武器などの輸送を阻止・抑止する活動に限定されていると

説明している。この区域は、先に見たCTF150の作戦区域と一致しており、政府の説明は自衛隊は実質的にCTF150と行動をともにしていることを意味している。しかし、現実はどうであろうか?

2001年からの経過を概括的に見ると、この6年間は大きく3つの時期に分けることができる。

- (1) アフガニスタンへの攻撃作戦が大規模に展開されていた時期(2001年10月から2002年1月)
- (2) イラク戦争の準備と戦闘の時期(2002年末から2003年5月)
- (3) イラクとアフガニスタンの反乱鎮圧作戦にイラン情勢の緊迫が加わった時期(2003年6月以降から現在まで)

それぞれの時期に在日米海軍がどのように関与してきたかを具体的事例で見ておこう。

(1)における空母キティホーク部隊の動きを振り返ろう。2001年10月1日、空母キティホーク、駆逐艦カーチス・ウィルバー、フリゲート艦ゲアリーは横須賀を出港し、7日、マラッカ海峡を経て、アラビア海に向かった。このとき、艦載機の大部分は厚木に残したままで、空母に艦載機はいなかった。キティホークは12月上旬までアラビア海でアフガニスタン攻撃をする特殊部隊の洋上基地として活動した。この時期に、同海域にいた補給艦「はまな」が、空母に給油した可能性が高いが、これは、容認するわけではないが「対テロ特措法」の範囲内といえる。

(2)の時期においては、2003年1月23日、キティホークが横須賀を出港、2月26日にはペルシヤ湾に入り、イラク南方監視作戦(OSW)に関わった。このとき自衛隊の「ときわ」から80万ガロンの燃料が米補給艦「ペコス」を介して、キティホークとカウベンスに提供され、そのときキティホークらの任務にはOEFが含まれていなかったことは本誌288号で詳細に論じた。

(3)の時期においては、3隻の揚陸艦エセックス、ハーパーズ・フェリー、ジュノーが、2004年8月に母港の佐世保を出港し、沖縄で31MEU(海兵遠征部隊)を載せ、ペルシャ湾で上陸作戦プラトホームとして展開し、イラク占領作戦に関わり、2005年2月ごろ31MEUが帰還準備を開始するまで、同任務を遂行した。

04年8月13日、沖縄国際大学にヘリコプター(CH-53)が墜落した事故は、この準備中に起きたものである。事故から1週間もたない19日に、エセックスは、事故機と同型のヘリを搭載してアラビア海に向け移動した。内陸にあるアフガニスタンから揚陸艦隊に海兵隊を収容するために戦闘車両や武器などの重量機材を運搬できる大型ヘリは欠かすことの出来ない輸送手段であった。この3隻は、2005年2月一杯、ペルシャ湾からアデン湾、インド洋などで作戦に関わり、特殊部隊の洋上基地として活動したと伝えられる。このとき、自衛隊の補給艦が、直接、間接に3隻に燃料を補給していた可能性が高い。「朝日新聞」⁸⁾によると、05年当時、ジュノー艦長であった人物は、アデン湾などで海自の補給艦から3回にわたって燃料、食料の補給を受けたと証言している。この時期には、既にCTF 152が作られており、ジュノーは、CTF 152と150の双方に関わっていたものと推測される。

再論： 「不朽の自由作戦」 そのものが国際法 違反である

「対テロ特措法」延長問題を巡る国会論戦が始まろうとしている。自衛隊が提供した燃料がイラク作戦に流用されたという事実の究明が重要な論点であることに疑問の余地はない。だが、それとともに求められるのは、特措法が支援してきた「不朽の自由作戦」(OEF)の合法性・正当性と、それと密接不可分の関係にある日本の協力支援活動の役割と意味を、国際法の支配という原則に照らしてつづさに検証することである。

1. 武力行使そのものの違法性

「9.11攻撃」から3日後の9月14日、米議会は「合衆国に対して加えられた最近の攻撃の責任を負う者に対して、合衆国軍隊を使用することを認可するための合同決議」¹⁾を圧倒的多数の賛成で採択した(反対票を投じたのは民主党のバーバラ・リー上院議員ただ一人であった)。決議は73年の戦争権限決議に基づき、大統領に武力使用を認可した。つまり「(9月11日の)テロ攻撃を計画し、認可し、実行または援助したと大統領が決定する国家、組織または個人」に対する戦

「燃料流用」は偶然ではなく、構造的なものと

(1)(2)(3)以上の3例は、米軍を巡る情勢が大きく変動すると、それに応じて米軍は柔軟に作戦態様を変化させ、船の任務も変えていることを示している。米軍などで構成するCTFの編成や任務は状況に応じて変動している。他方で、自衛隊の補給活動は、テロ特措法の実施という単一の目的をもち続けて、同じ海域で同じ作戦を続けていると日本政府は説明している。このような状況の中では、余程の厳密な運用方針が外交公約として存在し、それが作戦部隊にまで徹底していない限り、本誌288号で指摘したような「流用問題」が発生してもおかしくない。日米双方の艦船の航海日誌などを分析すれば、さらに多くの事例が浮かびあがる可能性がある。

前述のようにCTF 150と隣接した区域で行動しているCTF 152は、イラク、アフガン双方の作戦を任務とし、米軍が指揮をとっている。こう見ていくと、イラク戦争当時と同様に、イラク、アフガンの作戦が混然一体としている点は、現在も変わらない。ニミッツやエンタープライズ空母攻撃団などの米軍艦は現在、CTF 152の一員としてとして、ペルシャ湾の作戦海域で「対テロ」、「対イラク」作戦を同時に実施している⁹⁾。すでに「対イラン」作戦が加わっている可能性

10ページへ

争に突入すると宣言した。決議では戦争の相手は特定されていない。「大統領が決定」さえすれば、どのいかなる国家、組織をも相手とって「合衆国に対するさらなる国際テロ行為を予防するため(強調は筆者)」の武力行使を宣言したのである。

こうして10月7日のアフガニスタン空爆によってOEFが開始されたのだが、これを明示的に承認した国連決議は存在しないことは本誌前号で述べたとおりである。米国は、01年10月7日、ジョン・D・ネグロポンテ米国連大使(当時)が国連安保理議長に送った事後通告の書簡²⁾が、開戦の法的根拠であると主張してきた。同書簡は、9月14日の決議からさらに踏み込んで、「9.11攻撃の実行者は「タリバン」政権に支援されたアルカイダであるという明確で動かし難い情報を我が国は入手している」、「アルカイダはアフガニスタン領土において、テロリストを訓練・支援して無辜の市民の殺戮をつづけている」と断定し、「個別的、集団的自衛の固有の権利に合致して、米軍は合衆国に対する更なる攻撃を抑止し、予防するよう設計された軍事行動(強調は筆者)を開始した」と一方的に通告したものである。

これに対するアナン国連事務総長(当時)の答えが、むしろ「平和的解決」のための集団的取り組みを求めるものであったことも前号に書いたとおりである。国連総会での10月5日の討議では、多くの国が具体的事実関係の認定と平和的解決を訴えていた。安保理もテロ資産凍結を決議(9月28日決議1373)など具体的な行動を開始していた。OEFはこのような努力に背を向けて始まった。

この経緯から浮かび上がるのは、OEFが、長い歴史の中で積み重ねられてきた国際法の諸原則に対する重大な違反・抵触であるという事実である。

(1) 国連決議なき武力行使：ネグロポンテ書簡は、事後通知

に過ぎない。OEFは一度も国連によって承認されていない。

- (2) 国連憲章の拡大解釈: 国連憲章第51条が認める「個別的、集団的自衛権行使」は、あくまでも緊急避難的な暫定措置であって、これをもって6年以上にも及ぶOEFを正当化することはできない。
- (3) テロ攻撃は「戦争」か?: 「開戦に関する条約」(1907年)によれば、「国家による戦争の意思表示(宣戦布告)が戦争」の要件となる。その要件を満たしていない「9.11攻撃」は、戦争ではなく「事件」と見なすべきであり、その対処も国際的警察権に委ねられるべきである。01年9月12日の安保理決議1368が、「実行犯と組織及び後援者」を「法に照らして処断することに協力して取り組む」ことを宣言したのはそのことを指している。
- (4) 平和的解決の放棄: 国連憲章第33条(平和的解決の義務)は、紛争当事者に、「まず第一に交渉、審査、仲介(略)司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」と義務付けている。OEFはそのような努力を放棄して開始された。
- (5) 報復戦争: 米議会の「軍事力使用認可決議」の基調には、言葉にこそ表れないが「テロ攻撃への<報復>」がある。国際法はこのような「復讐」を禁止している。(1928年「パリ不戦条約」、1970年「友好関係宣言」等)
- (6) 予防戦争: 前記の引用中の強調部分、すなわち「予防のための軍事行動」を自衛権の一部とする考えは後の対イラク開戦の論拠ともなった。しかしこの主張は国際法によって否定されている。(1945年・ニュルンベルグ裁判等)
- (7) 体制変更戦争: 米議会決議もネグロボンテ書簡も、論理的には、タリバン政権の打倒、アルカイダの殲滅まで戦争に終わりはないと宣言したに等しい。事実、事態はそうに推移し、タリバン政権の打倒と多国籍軍によるアフガニスタン占領にいたった。これは、武力による威嚇、行使を「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」慎まなければならないとした国連憲章第2条4項への違反である。

2 戦時人道法から見た違法性

OEFの国際法違反は、具体的な作戦の展開においても明らかである。

初期の「戦果」の一端を米海軍は次のように誇っている。「空母ケネディの艦載機は4ヶ月の作戦で6万4000ポンドの爆弾を投下した」、「空母エンタープライズの艦載機は、3週間で700回の攻撃任務を遂行した」⁴。10月に艦載機を積まずに横須賀を離れた空母キティホークは、海兵隊や陸軍特殊部隊の洋上基地という任務に12月下旬まで従事した。特殊部隊の任務には、索敵や、攻撃目標の特定、精密誘導兵器の誘導が含まれていた。ディジー・カッターや燃料気化爆弾、クラスター爆弾などの無差別残虐兵器も使われた。精密誘導兵器攻撃も多くの「誤爆」を生んだ。対人地雷も使われた。ここには米軍が新たに敷設したもの他、「対人地雷禁止条約」(99年発効)に従い、アフガニスタン政府が進めていた撤去活動を停止して利用された旧ソ連軍の地雷が含まれる。民間人の死者に関する公式の情報はないが、後に「イラク・ボディ・カウト」を立ち上げたニュー・ハンプシャー大学のマーク・ヘロ

ルド教授は、01年10月から02年3月の間に限っても3000~3500人が犠牲になったと推計している⁵。

NGO「人権ウォッチ」の調べでは、米軍は01年10月から02年3月までの間に1,228発のクラスター爆弾を投下した。それらには計24万8,056発の子爆弾が含まれている⁵。また、数名のテロリスト容疑者を捕捉するために、村落を丸ごと攻撃するような無差別・過剰攻撃によって1000人以上の住民が巻き添えで死んだと「人権ウォッチ」は告発している⁶。

これらの事実は以下のように戦時人道法への違反である。

- (1) 均等性の原則への違反: 戦時人道法は武力行使そのものを禁止していないが、攻撃の目的・利益と被害の間にはバランスが取られていなければならない。上記のような大規模な集中攻撃と甚大な被害はその原則を大きく逸脱する。
- (2) 無差別攻撃
- (3) 過度な苦痛を与える攻撃

これらは、ジュネーブ第4条約(文民条約)及び同条約第1追加議定書⁸、第2追加議定書⁹の諸条項への違反である。

さらに、拘束した容疑者に対して米国が「ジュネーブ第3条約」や「拷問禁止条約」に違反する非人道的扱い、虐待を繰り返していることは、前号のバイヤース教授の講演録のとおりである。

3 国際法違反を支援、幫助した日本

これらの国際法違反に、海上給油活動に従事していた日本は直接手を染めたわけではない。しかし、日本政府が給油活動の重要性を強調すればするほど、日本がこれらの違反に加担、幫助してきたという事実は動かし難いものになる。「国連中心主義」を外交の基軸としてきた日本が、国連の意志に反してはじめられ、戦時人道法を犯して遂行されている戦争を支えてきたし、現在も支えているのである。これは日本の外交史上大きな汚点となるであろう。政府がそれを否定するならば、国民に対して説明責任を果たすべきである。(田巻一彦)

注

1 全訳は本誌第148号(01年10月1日)

2 www.un.org/Depts/dhl/ から文書番号(S/2001/946)で検索できる。

3 「国際連合憲章にしたがった諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則に関する宣言」(1970年10月24日国連総会決議2625・付属書)

4 www.historycentral.com/NAVY/

5 www.cursor.org/stories/civilian_deaths.htm

6 「致命的損傷 アフガニスタンにおける米国のクラスター爆弾の使用」(2002年) hrw.org/reports/2002/us-afghanistan/index.htm

7 「報告書」アフガニスタンの米軍による『不朽の自由』の陵辱(2004年) hrw.org/reports/2004/afghanistan0304/index.htm

8 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約

9 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書。

10 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書。

"ベント・スピア (曲がった槍) 発生 米空軍が6発の核弾頭を誤って装着したまま空輸

9月5日付「ミソタリー・タイムズ」にマイケル・ホフマン記者による空恐ろしいできごとの報告が掲載された¹。8月30日、6発の核弾頭がB-52戦略爆撃機に誤って搭載されたまま、マイノット空軍基地 (ノースダコタ州) からパークスデール空軍基地 (ルイジアナ州) まで空輸されていたというのである。ちなみに、この弾頭は1発で広島型の10倍の威力を有しており、6発なら60発分に相当する。核兵器事故の5分類²の一つである「ベント・スピア」が起ったのである。米空軍は事実を隠していたが、関係者による匿名での通報によって明らかになった。

何が起ったのか?

元々の計画は、空中発射巡航ミサイル (ACM) 400発を廃棄する国防総省の業務の一環として、B-52の翼に装備した非核のACMをパークスデール基地に輸送することであった。その飛行機がパークスデールに着陸するまでの約3時間半にわたる飛行の間、6個のミサイルが核弾頭を誤って装着していたことが判明したのである。このミサイルは、爆発威力5~150キロトンの核弾頭W80-1をもち、B-52戦略爆撃機によって運搬される。

「ワシントン・ポスト」³によると経緯は次のようなものである。

8月29日、午前9時過ぎ、空軍兵が、兵器の廃棄のために未配備の巡航ミサイルを選ぶため、マイノット基地の芝でおおわれたバンカーに入った。12本の円筒形の容器を取り出し、待機するB-52爆撃機に運んだ。約8時間かけて、左右の翼に6個ずつ取り付け付けた。検査官は、左の6個が核弾頭をつけたままであることを見逃した。

午後5時12分、翼への装着が完了した。航空機は、特別の警戒態勢もないまま、実に15時間にわたり基地内に放置された。翌朝、11時23分、B-52はパークスデール基地に到着した。乗員は、昼食のため機から離れ、さらに夜8時30分まで、約9時間放置された。8時45分、ミサイルを切り離す地上整備員が来て、初めて異常を発見する。監督官が厳密に精査して、核弾頭が装備されている事態を特定したのは午後10時であった。ミサイルが、マイノット基地で弾薬庫から取り出されてから、実に36時間以上が経過している。この間、6発の核弾頭は、空軍の管理体制から抜け落ちていたことになる。

緩んだ管理を露呈

これらの段階のどこかで、何度も誤りに気づくべきチャンスがあったはずである。冒頭の「ミソタリー・タイムズ」記事によれば、「核弾頭を装填された全てのACMに、他と区別するための明白な赤い印がある」。また「核弾頭を持つACMは、核のないミサイルより著しく重い」などの特徴に誰も気づかなかったことになる。

事態を知って、ルイジアナの空軍担当官は、即座に国家軍

事指令センターに通報した。ブッシュ大統領は、即座に警告を発生、国防長官ロバート・ゲイツは、毎日の概況説明を空軍米陸空軍参謀総長長官マイケル・モズリーに依頼した。

トマス空軍スポークスマンによれば、「輸送は安全に行なわれ、そして、空軍では、武器は常に保護、コントロールされているので、米国の大衆に対しては、いかなる危険もなかった」(前記「ミソタリー・タイムズ」としているが、専門家はより深刻に受け止めている。

米国で核弾頭が爆撃機によって空輸されていたことを市民が知ることになったのは1968年以来、ほぼ40年ぶりのことである。米科学者連盟 (FAS) 核情報プロジェクト代表のハンス・クリステンセン⁴によると、1961年から1968年にかけて空中警戒計画が継続されたが、1968年1月21日、核弾頭を搭載したB-52がグリーンランドに墜落した事故を契機に突然、方針が変更され、以来、核弾頭を搭載したままの飛行は許されなくなった⁵。

さらに核兵器専門家は、6個の核弾頭に対する指揮・統制が、今回のような誤りの発生をいとも簡単に許してしまう現実にショックを受けたと話している。クリステンセンは、「B-52に知らずに搭載された弾頭に対する多数の安全性チェック、及び警告が素通りされ、もしくは完全に無視されたはずであると述べている。国防総省は、一つ一つの核弾頭を監視するためにコンピュータ化された追跡プログラムを使用している。B-52に搭載する6発の弾頭に対して、弾薬庫から持ち出すことを記録した上で、爆撃機へ移送せねばならない。その時には、飛行機に弾頭を搭載するために行われるべき念入りの安全調査がある。それらが無視されていたに違いないというわけである。

B-52が墜落したとしても、核爆発の危険は少ないと考えられる。しかし、墜落し、弾頭の高性能爆薬に点火すれば、おそらくはプルトニウムの漏洩を引き起こすであろう。幸い航空機は事故を起こすことがなく、事なきを得たが、今回のできごとは、米国の核兵器の管理態勢に緩みが出ていることを象徴するできごとであり、深刻に受け止めるべき問題である。(湯浅一郎)

注

1 www.armytimes.com/news/2007/09/airforce_nuclear_warhead_070905/

2 梅林宏道著「隠された核事故 (創史社)」。米国防総省は、核事故をニューク・クラッシュ (核の閃光)、ブローケン・アロー (折れた矢)、ベント・スピア (曲がった槍)、ダル・ソード (切れない剣) としてフェイデッド・ジャイアント (萎えた巨人) という5つのコード名で分類している。ベント・スピアは、核兵器についての重大事件、もしくは未然の事件で、はじめの二つ以外のものをさす。

3 「ワシントンポスト」、2007年9月23日。

4 ハンス・クリステンセン、www.nukestrat.com

5 この経過は、本誌連載「核疑惑の精算・デンマークの教訓」(梅林宏道、大滝正明、288号(07年8月15日)より連載)を参照。

H・C・ハンセン文書

首相が核持ち込みを暗に容認

梅林宏道、大滝正明

これまでの連載

問題意識と発端 ツーレ事故とタイコンデロガ事故(285号)

デンマーク政府の決断 半独立機関に解明を委託(288号)

ハンセン文書を公開

前号に記したように、政府の委託を受けたデンマーク国際問題研究所(DUPI)は、97年1月にいわゆる「ツーレ白書」を提出した。

「ツーレ白書」が解明しようとした一つの重要な点は、デンマーク政府内の非核政策の取り扱いが、冷戦下でどのような意思決定プロセスを経て行われてきたかという点であった。

この点を論じるのに、決定的に重要な位置を占めるのが「H・C・ハンセン文書」と呼ばれるものである。その存在は、前号に書いたように95年6月29日に政府によってデンマーク議会に対して提出された報告書の中で明らかにされていたものである。議会への報告書の中で、デンマーク政府はハンセン文書がアメリカに核兵器持ち込みを許した元凶であると位置づけた。

「ツーレ白書」は、初めてその全文を公開した。資料として「H・C・ハンセン文書」の画像とその全訳を7ページに掲げた。それは、1957年11月16日にデンマーク首相H・C・ハンセンから米国大使バル・ピーターソンに宛てた非公式メッセージである。

「ハンセン文書」において、H・C・ハンセンは、米国が「特殊弾薬の備蓄を置く可能性」という表現で米国の核兵器持ち込み問題を話題としながら、具体的提案がないという理由で、米国からのいかなる質問に答えることも慎重に避けている。そして、1951年のグリーンランドに関する協定の解釈について、「備蓄品を貯蔵し、地区の防護に備える等の権利」、「資材、備蓄品等の検査なしの持ち込みの自由」という米国の立場を一般論として確認している。このようにして、H・C・ハンセンは米国が核兵器の配備についても協定上の合意があるという立場をとることを可能にした。

「ハンセン文書」に至る経緯

第1回(285号)で書いたように、デンマークの非核政策

が定式化したのは1957年であった。社会民主党は、1957年5月の議会選挙前の運動期間中にデンマークへの核兵器配備に強力に反対していた。そして5月末の選挙後、米国の核兵器配備の申し出があっても受け入れを拒否することが、社会民主党、急進左翼党、および正義連合間で合意として書面化され、これが連立政権の基盤となった。首相兼外相H・C・ハンセンは、議会において新政府の政策発表をしたときに、「現状において」という但し書き付きながら、核配備の申し出を拒絶すと述べた。その背景には、ソ連からの脅迫めいた警告があったことを見逃すことができない。選挙前の57年3月にデンマークが米国の通常弾頭のナイキおよびオネスト・ジョンの両ミサイルの配備を原則的に受け入れたとき、ソビエト連邦首相ブルガーニンから「デンマークほどの小国が外国勢力の基地を設置する可能性を許すことは核戦争勃発のときは自殺行為となる」との書簡が届いていたのである。書簡には、グリーンランドが米国の軍事基地となっているとも述べていた。

このように、デンマークの反核政策の基盤にある発想は、同国がソ連にきわめて近接した位置にあるという地理的な条件の考慮である。東西間の戦争が勃発した場合に、ソ連に近接するデンマークは緒戦で東側の核兵器によって壊滅的打撃を受けることを恐怖していたのである。この点で、被爆国である日本の非核政策とは発想を異にしていることに注意したい。

一方、米国では米国務省と国防総省が57年6月21日以来、デンマークへの核兵器配備について内部協議を重ねていた。この時点では米国政府は、51年のグリーンランド防衛協定は緩やかなもので核兵器の配備・貯蔵を許容するという見解を抱いていたと思われる。そして、問題のポイントは、核兵器配備の容認をデンマークに尋ねることが賢明かどうかであった。コペンハーゲン駐在のバル・ピーターソン大使は、「尋ねるべきである」と両省に助言した。米政府は結局ピーターソン大使が示唆した方法に従うことに決定し、ピーターソン米大使自身がデンマーク首相と接触することになった。

1957年11月13日および18日に、デンマーク首相H・C・ハンセンは米国大使バル・ピーターソンの訪問を受け、会談が行われた。2人の会談の記録は米国の文書に記録されている。それによれば、デンマーク首相は「厳密に個人的な

意味で『この問題についてノートを取り、その他に何のコメントもなさなかった。米国務省は、核配備を行ってもよいとの示唆を受けたと結論付けた。米大使は、また、首相はこの問題について現在も今後も一切公表しないと固い決意を抱いていると報告している。

デンマーク側には会見に関する議事録もそれに類する書類も存在していない。このできごとについて唯一知られている同時代のデンマーク側の文書は、外務事務次官ニルス・スベニングセンが手書した覚書だけであり「米国大使バル・ピーターソンに対するH・C・ハンセンからの(非公式の)メッセージ」と題されており、日付は1957年11月16日だった。これが、1995年に公表され、注目を集めた、「H・C・ハンセン書簡」または「H・C・ハンセン文書」と呼ばれるものである。それは2つのコピーのうちの1つであるが、もう一方は米国大使に手渡されたのだが米国の公文書館では発見されなかった。

隠然たる波紋

「H・C・ハンセン文書」が起草された正確な状況は、きわめて不明な点が多い一方、この書類がどのように理解され、何をもたらしかかについては、多くの証拠がある。

1957年12月のNATO首脳会議でデンマークは米国の核兵器配備を拒絶する政策を掲げていることで批判されると予測されていたのであるが、ダレス米国務長官は、デンマーク首相に個人的な謝意を表明した。「グリーンランドに

おける米国の立場について手助けとなる措置」がとられたからである。核兵器の配備は翌年から始まった。

ダレス国務長官の謝意を述べた機密指定の「覚え書き」は以下のようなものであった。

シャイロ宮殿、パリ

1957年12月18日午前9時30分

デンマーク首相ハンセンとの会話の覚書

グリーンランドにおける米国の立場について手助けとなる措置が講じられたことについて、私はハンセン氏に謝意を表した。彼もわたしに感謝の意を述べた。しかし、同時に、彼によれば、コペンハーゲンのわが国の大使および国務省のジョーンズ氏がデンマークが不十分な防衛努力しかしていないと批判したことについて不快感を表した。彼は、そのような非難は1回で十分であり、ジョーンズ氏による2回目の非難はくだいと思うと言った。

ジョン・フォスター・ダレス

デンマーク国内において、「ハンセン文書」が、どのような痕跡を残したかは次回に述べる。

注

1 「ツレ白書」第2巻、303ページ。

資料

デンマーク首相H・C・ハンセンから
米国大使バル・ピーターソン宛てた
非公式メッセージ
(デンマーク政府公文書、1957年11月16日)

数日前にここを訪れたとき、貴職はグリーンランドの防衛区域に特殊弾薬の備蓄を置く可能性について発言されました。

小職は、貴国政府はこの件について何も問題はないと考えておられると推察します。なぜならば、貴国政府の意見では、この件は1951年4月27日の協定に含まれているからです。協定は次のように述べています。

両国政府は、グリーンランドにおける責任を遂行するのに必要あるいは適切な措置を取る。

また、

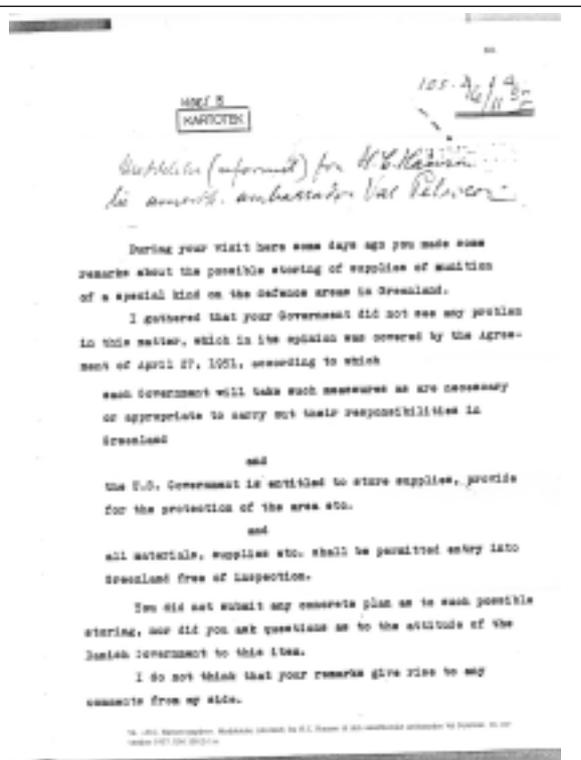
米国政府はその備蓄品を貯蔵し、地区の防護に備える等の権利を与えられる。

また、

すべての資材、備蓄品等はグリーンランドに検査なしで持ち込まれることを許される。

貴職はこのような貯蔵の可能性に関して具体的な計画を何ら提出しませんでしたし、この問題に対するデンマーク政府の態度について何ら質問をしませんでした。

貴官の発言は、小職の側からのコメントを引き起こすものであるとは思いません。(訳:筆者)



ハンセン文書

手書き文字はデンマーク語で「H・C・ハンセンから米国大使バル・ピーターソン宛てのメッセージ(非公式)」と書かれている。手書きの日付は1957年11月16日であり、105-D.1a1は外務省公文書番号を示している。また、KARTOTEK(カード検索)が、kort&(分類番号8)と、公文書番号が走り書きされている。

10月9日、広島、長崎、首都圏の3団体「核兵器廃絶を求めろヒロシマの会(HANWA)」「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」「核兵器廃絶市民連絡会」は、日本政府が国連総会第一委員会(軍縮)に提出を予定している核軍縮決議に関する要請文を外務大臣宛てに提出した。要請の抜粋を以下に掲載する。6名が外務省を訪問し、森野泰成軍備管理軍縮課長に要請書を手渡すとともに意見交換を行った。

2007年10月 9日

核軍縮に関する要請

国連総会第一委員会を前にして -

外務大臣 高村正彦様

(前略)私たちは、被爆国日本こそが、核兵器廃絶に向けた国際世論を形成する上でのリーダーシップをいかに発揮し、現存するさまざまな国際的努力を活用しつつ、核兵器廃絶の緊急性を強く主張していくことが必要であると考えます。

一昨年来の核兵器廃絶決議(日本決議)が、一連の多国間協議の失敗による危機感のなかで、核軍縮に向けた国際的な団結を示すべく起草されたものであることは理解しています。しかし私たちは、今年の日本決議が、被爆国としての道義的責任に基づき、実際の説得力をもって国際世論を変えていくものなることを期待します。ついては、次の3点を基本メッセージとして、案に盛り込むことを要請します。

(1) 被爆の実態に即して核兵器被害の実態を明らかにし、その違法性を問うこと

62年前の広島・長崎における惨禍は言うまでもなく、今なお被爆者の多くは放射線後障害などで苦しんでいます。近年、内部被曝の実態なども明らかにされつつあり、核兵器が人類と共存できないことはいよいよ明白になっています。こうした中、被爆国の政府として、核兵器被害の実態を改めて国際社会に明らかにするとともに、核兵器の違法性をあらためて確認し、核兵器を容認するいかなる立場も厳しく批判するべきです。

(2) 包括的プランを追求していくこと

核軍縮の実質的な促進には、現在の日本政府が行っているステップ・バイ・ステップの段階的措置の積み重ねと同時に、全体としてのゴールを具体的に示す包括的なプランの追求が必要となります。この点について、06年に提出された「大量破壊兵器委員会(ハンス・ブリスクス委員長)報告は、「核兵器の非合法化などユートピア的発想である」という考え方を払拭する」ことが重要であるとし、「核兵器を保有するすべての国は、核兵器によらない安全保障のための計画を開始すべきである。核兵器を保有するすべての国は、核軍縮の定義、基準、透明性のための要件といった実際的かつ段階的な共同措置をとりつつ、核兵器非合法化のための準備を開始すべきである」と求めています。こうした歩みを進めていくための国際世論形成に向けて、今こそ日本政府は、具体的なタイムテーブルとともに、全面的な禁止を求める国際条約の制定に向かう強い意志を決議に明記すべきです。

核兵器の全面的禁止と合わせて、中東、東北アジアをはじめとする地域の非核化についても日本政府は決議のなかで明確な姿勢を示すべきです。私たちは、核軍縮に積極的に取り組む土台として、日本が米国の「核の傘」に依存する現在の政策から脱し、東北アジアにおける協調的安全保障体制の構築へと向かうことを提案します。そのような構想の一つが「東北アジア非核兵器地帯」の実現であり、私たちは、これを現実的かつ実行可能な取り組みとして、日本政府に繰り返し要求します。

(3) NPT体制及び過去の成果を確認しつつ、その実現を追求すること

現在の核軍縮努力は、これまで国際社会が積み上げてきた成果の上に成り立っているという原則を決議はあらためて明記すべきです。とりわけ、核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成すると誓約した「明確な約束」を含む実際の措置の履行について、決議は国際合意を再確認し、そのさらなる前進を要求すべきであると考えます。

より具体的には、以下の点における決議の強化を求めるとともに、他国による同様の取り組みを支持するよう求めます。

米印原子力協定について

私たちは、現在米国とインドの間で進められている原子力協力の動きがNPTの原則を蝕むものであると考えます。この協定によってインドに核燃料が海外から供給され始めると、インドは、余った国内ウランを核兵器製造用に回すことができるようになります。また、協定を通じてインドに供給された核物質や技術、機器などが最終的に軍事利用される可能性も、完全に拭い去ることはできません。米国によるインドへのこうした選択的な特権付与によって、イランや北朝鮮、パキスタンなどが同種の権利を主張してくる可能性は否定できず、このようなドミノ現象が発生すればNPT体制はたちまち崩壊することになります。決議において、日本政府は米印協定反対の立場を明確にし、国際的な核不拡散体制の堅持と強化に向けた強い意志を表明すべきです。

CTBTとFMCTについて

日本政府がこれまで「核軍縮外交の柱」として掲げてきた包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効に向けいっそうの努力を行うこと、とりわけ発効に向けた最大の障害となっている米国に対し、批准を強く促すことを求めます。そして(FMCT)交渉開始については、具体的な政策をもって、その実行を推進していくことを求めます。特にFMCTに関しては、これまでの国際合意である検証可能な条約を堅持することを明確にすべきです。

米口の戦略兵器削減について

日本政府は、昨年(2006年)の日本決議でも、「(戦略攻撃力削減)条約の規定する幅を超えた核兵器削減に着手するよう奨励する」と米口にいっそう核弾頭の削減を求めています。日本決議においても、米口の削減に関してこのような具体的な数値目標が盛り込まれるべきです。あわせて、米口に対し、核兵器の警戒態勢解除を促進するための取り組みを進めるよう求めます。これについて、他国が決議において同様の要求を行った場合、それらを支持するよう求めます。

米国の信頼性代替弾頭(RRW)計画について

米国は、現在進めているRRW計画について、老朽化で2040年までに寿命を迎える核弾頭の総入れ替えを行い、低コストで耐久性が高く、「新たな脅威」に即応して増産可能な新型核を視野に、核実験なしに「次世代の核」を研究開発できると説明しています。これは、NPT第6条や「明確な約束」に違反し、核の永久保有へと繋がりがかねないものです。日本政府は、このような計画に対し、被爆国としての強い懸念を表明すべきです。

消極的安全保証(NSA)について

イラン、北朝鮮の核問題と関連し、法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)の供与について、日本政府は決議において明確な態度を表明すべきです。(後略)

米国の核軍縮政策は本物が

先頃、米務省核不拡散特別代表クリストファー・フォード氏の話の聞き機会があった。その中で2つの点に興味をそそられた。

1点目は核軍縮に関する米政府の微妙な態度の変化を示唆する発言であった。05年のNPT再検討会議を始め、これまで多くの国際会議における米国の主張は、もっぱら核不拡散を重視して核軍縮の義務をないがしろにする姿勢で一貫していた。95年のNPT再検討会議では、NPTの無期限延長と引き替えに約束された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」、また2000年の同会議における「核保有国の核廃絶への明確な約束」などについても、まるでそうしたことは忘れ去ったかのような論説ばかりが目立った。

それがどうであろう。今回のフォード氏の話では「米国は核軍縮のために、核以外の手段による戦略的抑止が1つの重要な方法と考えている。過去のように核兵器に過剰に依存するのではなく、現在は核と非核の攻撃システムや防衛手段などを柱に据えている。これによって地上配備のミサイル、爆撃機、ミサイル搭載潜水艦における核依存を低下できている。モスクワ条約に沿って米国は備蓄の核弾頭総数も減らしつつあり、時間はかかるが、核兵器を全廃する方向に貢献している」旨を力説した。被爆地を意識してのサービスの意図を割り引く必要があるものの、核以外の手段、殊に湾岸戦争以後のハイテク兵器による戦略を重視し始めているのは事実であろう。

そうした背景として考えられるのは、米国内の世論の変化、それに基づく中間選挙における民主党の躍進と、結果としての議会内の核兵器に対する厳しい視線への転換などが指摘できよう。例えば03年には「ならず者国家」の地下司令部にある大量破壊兵器の貯蔵施設を壊滅するために、「地中貫通型核(RNEP)」の開発が声高に叫ばれていた。ところがこのRNEP

に対して、専門家からなる特別委員会が下した結論は開発するべきではない、というものだった。人口密集地で使用された場合、死傷者数が100万人以上となる恐れのあることが主たる理由であった。これによって軍部が反対し、議会も関連予算の計上を否決して当計画は日の目を見ることはなくなってしまった。

また05年に打ち出された「信頼性のある代替核弾頭(RRW)」計画は、核超大国であり続けるための切り札とみなされた。しかし今年の6月、来年度の核関連予算に対して議会下院歳出小委員会は、RRW研究費の全額削除を決定して「待った」をかけた。RRW計画の推進理由に挙げられていた核の中核部分「プルトニウムピット」の寿命が、専門家集団の分析によって予想を上回る100年以上もあることが明らかになったのが大きかったらしい。もちろん立案者たちは今後の巻き返しを図るに違いないが、その成否は定かではないようだ。共同通信社の太田昌克記者のインタビューに答えて、今年初めまで核安全保障局(NNSA)局長だったリントン・ブルックス氏は次のように統括している。「小型核やRNEPに対して軍中核の積極的関与がなかったことに加え、ブッシュ政権の好戦的イメージが反対世論を高め、これら使える核の計画が挫折した「敗因」である」

フォード米務省核不拡散特別代表の話の2点目として注目されたのは、依然として包括的核実験禁止条約(CTBT)への否定的見解を述べたことである。理由は従来の共和党政権と同じく、核実験に関する検証システムには不備があるため賛成できないというものだった。だがCTBTの国際監視制度(地震学的、放射性核種、水中音波、微気圧振動監視)は、あのごく小規模と伝えられた北朝鮮の核実験さえ立派にキャッチしていたのではないかと、そこにはあくまで核実験の余地を残しておきたい、とする米国の下心が透けて見えるとしか思えない。



特別連載エッセー 23

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

もある。テロ組織に関連した移動が、アフガンとイラクを結んでいるという理屈があるとすれば、そもそも海上におけるOEFとOIF自体が、継ぎ目のない作戦になっていると思われる。これらの艦船に燃料を補給すれば、それが、OEFだけに使われるとはむしろ考えにくいではないだろうか。

イランをめぐる、03年のイラク戦争のような状況が生まれ、米軍の行動は、さらに複雑な構造を持つものになる。それは同時に自衛隊の給油活動も、イラク戦争当時と同様の流用問題に直面することになる。政府の「給油新法」は、このような流用が「構造的に起こりえない」仕組みとチェック機能を備えたものとなるのか、極めて疑問である。

2007年1月7日、米軍はCTF150をソマリア沖に展開させ「対テロ戦争」の一環としてソマリア南部を空爆し、多数の民間人が犠牲になったが、この作戦に自衛隊は燃料補給をしていないのかという疑惑も拭えない。また、補給艦の護衛を目的に派遣された自衛隊の護衛艦は、船舶検査など「対テロ特措法」の範囲外の活動をしていないのか。自衛隊はジェベル・アリドバイなどペルシャ湾内で燃料を調達する可能

性があるが、その場合、CTF150と異なる海域において燃料補給をしている可能性もあるのではないかと…など疑問は尽きない。

日本政府はこのような疑惑に情報公開で応えねばならない、この6年間の自衛隊艦船の航泊日誌を全面公開すべきである。(湯浅一郎、田巻一彦、梅林宏道)

注

- 1 「防衛白書」(平成19年版)
- 2 MIO=Maritime Interdiction Operationn の略。「防衛白書」では、海上阻止「活動」としているが、軍事作戦であるのでここでは、「海上阻止作戦」と訳す。
- 3 外務省「テロ特措法に基づく日本の努力」(2005年10月)
- 4 ダウ船とは、イスラム圏の伝統的な木造帆船で、釘を一切使わず紐やタールで組み立てることが特徴。
- 5 「産経新聞」2007年9月12日。
- 6 www.cusnc.navy.mil/command/ctf150.html
- 7 www.royalnavy.mod.uk/server/show/nav.00h00400100500700e002
- 8 「朝日新聞」07年9月23日。
- 9 www.news.navy.mil/search/display.asp?story_id=29262

日誌

2007 9 21 ~ 10 5

作成:水熊克哉、林公則

MDA=ミサイル防衛庁 / NATO=北大西洋条約機構

9月21日付 NATO、旧ユーゴ空爆で使用したクラスター爆弾の投下場所情報をセルビア政府に提供すると19日に決定。

9月24日 ミヒル國務次官補、5万トンの重油支援を北朝鮮に提供することを表明。

9月25日 イランのアフマディネジャド大統領、国連総会で演説。自国の核問題について解決済みという理解を示す。

9月26日 福田康夫自民党総裁、第91代内閣総理大臣に就任。

9月26日 ミャンマー政府、ヤンゴンの反政府デモにたいして武力による鎮圧を開始。

9月27日 北京の釣魚台迎賓館で第6回6か国協議第2セッションが開催。会期を1日延長した30日に休会。

9月26日 ミサイル防衛庁(MDA)地上配備型のミサイル防衛システムによる長距離弾道ミサイルの迎撃実験に成功。

9月28日 厚生労働省の検討会、原爆訴訟の認定基準を見直すため初会合。被団協幹部と認定訴訟中の被爆者が意見陳述。

9月28日 国連常任理事国5か国と独の外相、ニューヨークでイランの核問題にかんする会合。追加制裁の延期を確認。

10月2日付 イスラエル軍、9月2日のシリア空爆を認める。

10月3日 金正日総書記と盧武鉉大統領、平壤の百花園迎賓館で南北首脳会談。4日に双方が共同宣言に署名し閉幕。

10月3日 セルビア、ベオグラードで「クラスター爆弾被害国会議」が開催。4日まで。

10月4日 国連総会第一委員会(軍縮)が開幕。11月2日まで。

10月5日 インド、核兵器搭載可能な短距離地对地ミサイル「アグニ1」発射実験に成功と発表。沖縄

9月21日 嘉手納基地所属のF15戦闘機の未明離陸強行への抗議に対し、米司令官が「10年後も続く」と回答。

9月23日 ニュージーランド海軍艦艇がホワイトビーチに入港。

9月26日付 普天間飛行場移設をめぐる陸上での航空機飛行が避けられないのを知りながら防衛庁(当時)が隠していたことが判明。

9月26日 石破茂防衛相が就任会見で普天間飛行場代替施設の沖合修正の可能性を否定。

9月26日 沖縄近海の射撃場が米軍の実弾訓練場として頻りに使用されている実態が米海兵の機関紙で明らかに。

9月27日 普天間飛行場代替施設建設に伴う環境影響評価の方法書に対する住民意見の受付の締め切り。

9月28日 クラスター爆弾等の実弾訓練が実施されている問題で、嘉手納町議会が訓練中止を求める抗議決議。

9月29日 高校歴史教科書検定で沖縄戦における「集団自決」の日本軍強制の記述削除・修正問題で約12万人が検定撤回要求。

今号の略語

- ACM = 新型巡航ミサイル
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- CTF = 合同任務部隊
- DUPI = デンマーク国際問題研究所
- FAS = 米科学者連盟
- FMCT = 兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
- MEU = 海兵隊遠征部隊
- MIO = 海上阻止作戦
- NATO = 北大西洋条約機構
- NNSA = 国家核安全保障管理局
- NPT = 核不拡散条約
- NSA = 消極的安全保証
- OEF = 不朽の自由作戦
- OIF = イラクの自由作戦
- OSW = 南方監視作戦
- RNEP = 強力地中貫通型核兵器
- RRW = 信頼性代替弾頭

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 大滝正明、津留佐和子、中村和子、林公則、福井拓也、梅林宏道